

第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 録

日時：平成16年6月8日（火）午後1時30分から
場所：八木町立中央公民館 3階大集会室

第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議録

開催日時	平成16年6月8日(火) 午後1時30分から 午後4時10分まで (休憩 3時から3時13分まで)
開催場所	八木町立中央公民館 3階大集会室
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	中川 圭一 委員、中井 幹晴 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	箱田 博治 委員、高橋 芳治 委員
公開・非公開の別	公 開
傍聴人の人数	35名(うち報道関係4名)

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中	一二三	会長
岸上	吉治	副会長
仲村	脩	副会長
中島	三夫	副会長
奥村	善晴	委員
廣瀬	傳次	委員
浅野	敏昭	委員
箱田	博冶	委員

< 2号委員 >

高橋	芳治	委員
井尻	治	委員
柿迫	義昭	委員
村田	憲一	委員
吉見	徳寛	委員
吉田	繁治	委員
長野	弘	委員
谷	義治	委員
中川	幸朗	委員
出野	敏	委員
古屋	正雄	委員

< 3号委員 >

上野	嘉雄	委員
滝村	尚史	委員
前田	三子	委員
田中	博	委員
川勝	儀昭	委員
谷	幸	委員
中川	晃	委員
福嶋	利夫	委員
藤岡	裕英	委員
藤林	芳朗	委員
湯浅	満男	委員
吉田	紀子	委員
上原	正義	委員
大牧	義夫	委員
佐々木	智康	委員
中西	多嘉子	委員
牧野	修	委員
齊藤	進	委員
吉川	元治	委員
末武	徹	委員
竹内	啓雄	委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長総務班班長	山脇 恵次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
企画班班長	伊藤 泰行
調整第1班班長	大野 光博
調整第2班班長	永口 茂治
総務班	塩貝 潔子
企画班	国府 諭史朗
調整第1班	吉田 恵
調整第2班	市原 丞

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	松本 国夫
企画財政部会	塩貝 悟
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

第2回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

《 事務局 》

それでは失礼を致します。本日は、委員各位におかれましては、何かとご多用にも関わりませず、第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので、本日の会議の進めをさせていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます事務局次長の山脇と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、お配りを致しております資料のご確認をお願い申し上げます。まずお席の前に、本日の席次表を、お配りさせて頂きました。本日は会場の関係で、大変手狭な状況となっておりますことを、お断りを申し上げお許しを賜りたいと存じます。

次に本日の「第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会」資料につきましては、過日、それぞれのお手元までご送付させて頂いておりますので、ご確認を頂きますようお願いを申し上げます。

なお、本日の協議会につきましては、協議会資料の表紙の次に、「次第」を付けさせて頂いておりますが、次第3.の議事と致しまして、

- ・ 報告事項 3件、
- ・ 協議事項 24件、
- ・ その他 2件、

として、ご協議をお願いすべく予定させて頂いておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、只今から議事に移りたいと存じますが、本合併協議会規約第10条第2項の規定で、「会長は、会議の議長となる。」と定められておりますので、野中会長に議長をお願い申し上げます。会長、よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

それでは只今より、第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を開会致します。本日の会議に、中川圭一委員、中井幹晴委員より欠席届が提出されております。本日の会議につきましては、協議会委員42名中、40名のご出席を頂いており、協議会規約第10条第1項の「会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことが出来ない。」との規定を超えておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

本日の傍聴人の定員は、私により、30人と定めます。なお、報道関係者については、申し出のあった方については、私として認めておりますので、ご了承頂きたいと思います。

本日の会議の議事録署名人2名を、私より指名させていただきます。議事録署名人に、箱田博治委員、高橋芳治委員をお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。議事は、次第に従い順次進めたいと思います。

報告事項の報告第10号「小委員会設置規程の一部改正について」を、事務局から説明をさせま

す。

《 事務局 》

報告第10号：園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 小委員会規程の一部改正について【説明】

失礼を致します。それでは、「報告第10号 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会小委員会規程の一部改正について」ご説明させていただきます。お手元の資料、5ページから9ページをお開き願います。既にご承知のことと存じますが、この規程は新たに教育小委員会を設置致しましたところによる小委員会の一部改正を行ったものであります。当初、住民・福祉・保健衛生・環境・教育小委員会を立ち上げ出発しましたが、「今日社会における教育課題または重要性から、より専門的見地からも意見を聞き反映することが今求められている。」などのご意見を頂戴し、検討の上、新たに教育小委員会を独立させて頂きました。既に第2回目の各小委員会等で事務局よりその趣旨、目的についてはご説明させて頂いたところでございます。

それでは、改正致しました条項を説明させていただきます。資料6ページをお開き願います。関係箇所につきましては、アンダーラインを引いておりますのでよろしくお願い致します。

まず第3条の(5)に「教育小委員会 11人以内」を追加させて頂きました。また、次項におきまして、兼務できる小委員会は新市建設計画策定小委員会に限定致しておりましたが、各小委員会とも兼務できることに致しました。

資料9ページには教育小委員会で協議頂く主な事項につきまして、明記しておりますのでお目通しをお願い致します。なお、施行日は、第1回教育小委員会を開催しました5月21日と致しました。

以上でございます。

《 野中会長 》

説明も終わりました。本件については、今日の少子高齢化の中で、学校教育または生涯教育の重要性から、教育小委員会を、5月21日に設置させて頂き、既にご活躍頂いておりますので、ご了承賜りたいと存じます。それではここで、5月21日付けで、本協議会委員として、ご委嘱申し上げ、ご就任頂いております委員様を、事務局よりご紹介申し上げます。

《 事務局 》

それでは、ご紹介を申し上げます。順不同でございますが、お許しを賜りたいと存じます。

3号委員の 牧野 修 委員です。

同じく 齊藤 進 委員です。

同じく 吉川 元治 委員です。

同じく 末武 徹 委員です。

以上の方々でございます。よろしくお願い申し上げます。

《 野中会長 》

報告第 1 1 号「合併協議会委員の一部変更について」を議題とし、事務局より説明を出させます。

《 事務局 》

報告第 1 1 号：園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会委員の一部変更について【説明】

それでは失礼を致します。1 1 ページをお開き下さい。それでは、「報告第 1 1 号 合併協議会委員の一部変更」につきまして、ご報告致します。

1 2 ページをお開き下さい。当園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会は本年 4 月 1 日に設置され、4 月 1 5 日に第 1 回合併協議会を開催し、その後、本日までに数度の各小委員会の開催をお願いしてきたところであります。その様な中で、京都府では地方振興局の広域再編によりまして、「園部地方振興局」並びに「京北地方振興局」が平成 1 6 年 5 月 1 日「南丹広域振興局」として新たにスタートを致したところでございます。

その広域再編に伴いまして、合併協議会 3 号委員のうち、京都府京北地方振興局長の西尾和三郎氏が退任をされました。また、京都府園部地方振興局長の竹内 啓雄氏は、京都府南丹広域振興局副局長として、引き続き 3 号委員として就任頂くことになっております。

以上、「報告第 1 1 号 合併協議会委員の一部変更について」の報告と致します。

《 野中会長 》

説明も終わりました。只今の説明の通り、既にそれぞれのお立場でご活躍頂いておりますので、本件をご了承賜りたいと存じます。

引き続きまして、報告第 1 2 号「合併協議会幹事会設置規程の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を願います。

《 事務局 》

報告第 1 2 号：園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 幹事会設置規定の一部改正について【説明】

1 3 ページをお開き下さい。それでは、「報告第 1 2 号 合併協議会幹事会設置規定の一部改正について」ご報告致します。1 4 ページをお開き下さい。ただいまから報告致します、合併協議会幹事会設置規程の一部改正につきましては、報告第 1 1 号で報告致しましたように、京都府の地方振興局等の広域再編によりまして、「園部地方振興局」と「京北地方振興局」が平成 1 6 年 5 月 1 日に「南丹広域振興局」として新たにスタートしたことに伴いまして、1 4 ページの園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会幹事会設置規程の第 3 条第 2 項のうち、京都府に關す

る職名を、京都府南丹広域振興局企画総務部・企画振興室長に変更する改正を行ったものであり、15ページのとおり、附則で改正後の規程は、平成16年5月1日から施行すると致しております。なお、16ページに新旧の幹事の名簿を添付致しておりますのでよろしくお願い致します。

以上、報告第12号「合併協議会幹事会設置規定の一部改正について」の報告と致します。

《 野中会長 》

説明も終わりました。本件につきましては、京都府の機構改革に伴うものであり、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、次に協議事項に移らせて頂きます。協議事項につきましては、今日まで開催されました各小委員会で、慎重にご審議頂き、ご決定頂きました事を、本日、上程頂くものであります。各分野にわたる事項となりますが、よろしくご協議頂き、協議会決定をお願い致したいと存じます。

それでは、協議第2号から順次、議題と致します。

協議第2号「合併協定項目の調整方針（案）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

《 事務局 》

協議第2号：合併協定項目の調整方針（案）について【説明】

失礼致します。それでは只今ご提案頂きました協議第2号「合併協定項目の調整方針（案）」についてご説明申し上げます。資料につきましては、17ページから19ページをお開き願います。

既に各小委員会におきましてご提起させて頂き、様々なご意見を頂戴致しました。そのご意見を幹事会等へも諮らせて頂き種々検討頂きました。本案については、協定項目を調整頂くための基本的な指針を定めるものでございます。基本理念につきましては、4町の任意合併協議会から多くの議論を頂き、将来のまちづくりビジョンの基本的視점에掲げられていました「今日まで培ってきた各町の独自性を十分尊重しながら、ゆるやかな合併を前提に、住民福祉の向上を目指し、そして将来にわたり農村にもう一度人が住み、若者が定住できる環境づくりを進める」ことを基本にし、様々な角度から検討をお願いしたいものでございます。

以下、調整頂くにあたっての5つの原則を掲げさせて頂いております。まず、1番目に「住民福祉向上の原則」でございます。現行サービス水準を低下させないことを原則として調整する、というものでございます。ただ、類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できるものは、できる限り見直しも積極的に行って頂ければと考えています。

次に2番目ですが、「負担公平の原則」でございます。地方税や保険料等直接住民が負担するものにおいて、住民が不公平感を持つことがないように、十分配慮して調整をお願いするものでございます。ただし、負担の急激な変化が生じるものについては、激変緩和策等を考慮して調整する

ということも、一考をお願いするものでございます。

次に3番目ですが、「健全な財政運営の原則」でございます。合併を機に事務事業等の一元化の際には後年度の負担も考慮し、かつ、これからの地方分権社会に対応した足腰の強い健全な財政運営が可能となるよう、調整頂くようお願いするものでございます。

次に4番目ですが、「行政改革推進及び適正規模準拠の原則」でございます。今日の地方自治を取り巻く情勢は、極めて厳しいものがあります。それに対応できるための思い切った行政改革も必要となります。新しい市の規模や機能に合った行政機構の再編を図り、専門的かつ機能的な組織づくりを確立すると同時に、既存の行政サービスの積極的な見直しも視野に入れて、調整願いたいということでございます。

最後に、「一体性の確保の原則」についてでございますが、各種サービスや各種施策が新市に移行する際に住民生活に支障がないよう速やかに一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう調整願う、ということでございます。

なお、調整方針の基本的区分について下の方に図をつけていますが、これは調整後のパターンとして3つの区分に大別されるのではないかと考えています。基本的には「事業の一元化」が図られるのが前提ですが、協議の中で「現行維持」をしなければならないことも多々あると考えられます。そのものについては、現行どおりで存続になろうかと思えます。もう一つは、「整理統合の中で現行事業等を廃止する」というものがございます。なお、後ほど協議頂きます、調整項目につきましては、今日まで多くの事務作業と多くの議論を頂きました。4月15日の第1回協議会でも組織体制の説明を致しましたが、本日再度、会議録の下に資料を配布しておりますA3版の三つ折にしております資料をご覧頂きたいというふうに思います。一つの項目を調整するに頂きましても、その図にあります一番下の縦書きになっておりますいわゆる分科会、そしてその上の専門部会を経て、そして中ほどにあります幹事会で、町の実状・財政的見地やいろんな方向を含めた中で議論し、そして小委員会でまたあらゆる角度から議論頂きましたものが、再度幹事会に諮り、本日協議会に提案させて頂いている事項を図式化しております。ただいまご説明させて頂きました方針案をベースに、これだけの作業と議論をお願いしなければならないことを補足させて頂き、提案理由の説明とさせて頂きます。

この件について、ご協議よろしくお願い致します。以上でございます。

《 野中会長 》

それぞれの分野で説明を頂きました。協議第2号について、ご意見・ご質問等をお伺い致したいと思いますので、よろしくお願いを致したいと存じます。

《 野中会長 》

ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

事務局でそれなりの検討を頂いて、提案を頂いております。ご意見・ご質問がないようでしたらお諮り致します。

協議第2号を提案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第2号は、協議会決定とされました。今後の協定項目調整にあたっては、本方針を指針に進めたいと存じますのでよろしくお願いを致します。

これより、各小委員会でご決定頂きました協定項目について、本協議会として協議を行います。

まず、協議第3号「協定項目1 合併の方式に関する事」を議題とします。資料は、20ページからです。本件に関しての、新市建設計画策定小委員会での協議の経過と結果について、委員長としての、私よりご報告をさせていただきます。

《 野中委員長 》

協議第3号： 1 合併の方式に関する事【説明】

それでは、「合併の方式に関する事について」、新市建設計画策定小委員会での決定内容について、報告をし、提案を致します。去る5月24日に八木町役場で第3回の新市建設計画策定小委員会を開催し、調整結果の案として決定したものであります。「園部町・八木町・日吉町・美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」ということの新市建設計画策定小委員会の決定と致しました。小委員会での協議内容と致しましては、小委員会資料に基づく新設合併と編入合併の違い、また市と町村の違い等を参考に致し、任意協議会当時の申し合わせも含めて、小委員会の決定とし本合併協議会に提案するものであります。

どうぞ、よろしくご決定をお願い致したいと存じます。

基本的には対等合併をするというのが基本でございますが。

報告は、以上のとおりであります。協議第3号について、ご質問ご意見はございましたら伺い致したいと思いますが。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

ございませんか。ないようでしたら、お諮り致します。協議第3号を、提案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕
全員。

《 野中会長 》

ありがとうございました。挙手全員であります。よって協議第3号は、協議会決定とされました。

次に、協議第4号「協定項目2 合併の期日に関する事」を議題とし、所管の委員会委員長としての私から報告致します。資料は、22ページからでございます。

《 野中委員長 》

協議第4号： 1 合併の期日に関する事【説明】

それでは「合併の期日」であります。小委員会での調整結果案として「平成17年度の第3四半期以降のできるだけ早い時期」として決定を致しました。

その理由としては、「新市建設計画の取りまとめが最短で本年末頃と予想され、各町議会での合併議案の決議・知事への配置分合の申請が来年3月と見込んでおり、更には府議会の議決後、総務省への届出期間中の合併準備室の必要性があること。」、第2点目としましては、「各町9月定例議会において、平成16年度決算の認定が行われ、4町の新市に引き継ぐべき各会計等の内容が確定することが挙げられること。」、第3点目としまして、「知事への分合申請前の新市に向けたハード整備に係る費用の万が一の場合の各町の負担を避けるため、知事への配置分合申請後・若しくは各町議会での合併協議の議決後に最低限整備する必要がある電算システム等に、ある一定の期間が確実に必要となること。」、が挙げられ、以上の内容を議論・検討した結果、調整結果のとおり決定したものであります。

尚、知事への配置分合申請の期日には、年月日の決定が勿論必要であるため今後の合併協議の進捗等を見定めながら、正式な期日については今後また提案をさせて頂きたいと存じております。

以上でございます。

《 野中会長 》

以上のとおりでございますが、協議第4号について、ご意見ご質問等はございましたら、お伺いを致します。

《 委員 》

調整結果（案）の「平成１７年度の第３四半期以降のできるだけ早い時期」ということが明記してあるわけなのですが、平成１７年の１０月・１１月・１２月頃と理解していいのですか。その辺をお尋ね致します。

《 野中会長 》

そのとおりでございます。よろしゅうございますか。

《 事務局 》

少し補足をさせていただきますが、第３四半期ということは１０・１１・１２月以降も入っておりますので、そのできるだけ早い時期、こういう形でご理解を賜りたいというふうに思います。

《 野中会長 》

他にご意見ご質問はございませんか。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第４号合併の期日については、小委員会の決定として、「平成１７年度 第３四半期以降のできるだけ早い時期」となっております。本日の協議会におきましても、小委員会決定の部分を、確認決定頂き、具体的な日付については、継続協議とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第４号は、小委員会決定について、確認決定し、具体的な日付については、継続協議と決定されました。

次に、協議第５号 「協定項目３ 新市の名称に関すること」を議題とします。資料は、２４ページです。本件についても、所管の小委員会委員長の私から報告致します。

《 野中委員長 》

協議第5号： 3 合併の名称に関すること【説明】

それでは「新市の名称」であります。調整結果案として、「新市の名称候補を公募し、協議会で決定する。」と小委員会の決定を致しました。新設合併の場合は、配置分合と合わせて決定することとなります。「決定過程には取り決めはないが、市の場合既に同じ名称がある場合は認められない。」ことの説明をうけ、議論・検討を致しました。「公募による名称候補の募集を行い協議会で決定する。」ことを小委員会で決定し、具体的な募集期日は募集要項（案）を、今後小委員会に示させることと致したいと存じます。

《 野中会長 》

報告を致しましたので、協議第5号について、ご意見ご質問等ございましたらお伺い致します。

《 委員 》

調整結果が今提案されたわけですが、できれば公募の時期とそして決定の時期、もしも差し支えなければ、ご報告頂きたいと思います。

《 野中会長 》

今、事務局から聞きますと、6月21日の小委員会に今事務局で案を策定しているというのが実際だというふうに伺っておりますので、6月21日の小委員会で事務局案なり修正案を決定して、公募の期日なり内容等を明らかにさせて頂きたい、このように思っておりますのでご理解頂きたいと思います。よろしゅうございますか。

他にご意見ご質問ございませんか。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第5号につきましても、小委員会決定は、「名称候補を公募し、協議会で決定する。」であります。本協議会としても、小委員会の決定内容について、確認決定し、具体的名称については、継続協議とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第5号は、継続協議と決定されました。

次に、協議第6号「協定項目8 地方税法の取扱いに関すること(その1)」を議題とします。
所管の総務・企画・議会小委員会委員長の報告を求めます。

《 高橋委員長 》

協議第6号： 8 地方税法の取扱いに関すること(その1)【説明】

失礼致します。総務・企画・議会小委員会の高橋でございます。よろしくお願いします。

まず、「協議第6号 協定項目8 地方税法の取扱い(その1)」についての、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、26・27ページをお開き下さい。本協定項目につきましては、多くの小項目となっておりますが、本日上程させていただきますのは、その内の、5つの細目であります。去る5月26日の第3回小委員会で協議致し、調整結果の案として、決定致したものであります。

まず、「分類1 固定資産税(土地) 調整項目1 納税義務者」の件は、毎年1月1日に、土地・建物・償却資産を所有している人が、その税額を、その固定資産の所在する市町村に納付するものであり、各町ともその扱いを致しており、調整結果としても、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定致しました。

また、「調整項目4 免税点」につきましては、「同一人が所有する土地・建物・償却資産の、それぞれの課税標準額が、土地の場合は30万円、建物の場合は20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されない。」こととなっており、各町とも、そうした地方税法に準拠して取扱われており、調整結果は、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定致しました。

次に、「分類2 住民税 調整項目1 納税義務者(個人)」、「調整項目6 納税義務者(法人)」につきましては、いずれも地方税法に準拠して対応されており、調整結果は、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」と決定致しました。

次に、「分類3 軽自動車税 調整項目1 納税義務者」につきましては、各町とも、4月1日現在の、軽自動車等の所有者と致しており、調整結果として、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定致しました。

以上、「協定項目第8 地方税法の取扱いに関すること(その1)」に係る小委員会での、協議経過と結果の報告とさせていただきます。

以上であります。よろしくお願いします。

《 野中会長 》

報告終わりましたので、協議第6号について、ご質問・ご意見等ございましたら、お伺い致し

たいと思います。ご意見・ご質問ございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第6号を提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

[事務局確認 「挙手全員」]

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第6号は、協議会決定とされました。

次に、協議第7号 「協定項目18 町の慣行の取扱いに関すること」を議題と致します。所管の委員長の報告を求めます。

《 高橋委員長 》

協議第7号 : 18 町の慣行の取扱いに関すること【説明】

続きまして、「協議第7号 協定項目18 町の慣行の取扱いに関すること」についての、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、28・29ページをお願いします。本協定項目につきましては、「市章、憲章」など、新市を表徴する記章や、市民として理想とする方向や法則などを定める多くの項目となっておりますが、市章につきましては、市の名称とも関わることとなり、継続協議と致し、本日上程させていただきますのは、他の5つの細目です。去る5月26日の第3回小委員会で協議致し、調整結果の案として、決定致したものであります。

まず、「分類2 憲章」につきましては、「それぞれの町にある憲章は廃止し、その精神を生かし、新市において決定する。」ことと決定致しました。

また、「分類3 宣言」につきましては、新市においてご協議を頂くこととして、調整結果としては、「新市において、必要に応じて決定する。」と決定致しました。

次に、「分類4 町の木、町の花、町の鳥等」の新しい市を象徴するものにつきましても、「新市において決定する。」ことと致しました。

さらに、「分類5 キャラクター」につきましては、現在、1町において制定されておりますが、調整結果としては、「新市において必要に応じて決定する。」ことと致しました。

次に、「分類6の、新しい市のキャッチフレーズ、テーマ」につきましての調整結果は、「新市の総合計画の中で決定する。」と決定致した次第であります。

以上、「協定項目第18 町の慣行の取扱いに関する事」に係る小委員会での、協議経過と結果の報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願い致します。

《野中会長》

ありがとうございました。協定項目第18の関係で、協議第7号について、ご質問・ご意見等ございましたら、お伺い致します。

ご意見・ご質問、ございませんか。それでは、お諮り致します。協議第7号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《事務局》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《野中会長》

挙手全員であります。よって協議第7号は、協議会決定とされました。

次に、協議第8号「協定項目19-2 情報公開の取扱い(その1)」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。高橋委員長、お願いを致します。

《高橋委員長》

協議第8号： 19-2 情報公開の取扱い(その1)【説明】

続きまして、協議第8号 協定項目19-2 情報公開の取扱い(その1) についての、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、30・31ページをお開き下さい。本協定項目につきましては、今日的に、課題となっております「情報公開」について、定めを致すものでありますが、本日上程させていただきますのは、「分類3 町長資産公開」についてであります。調整結果と致しましては、「関連する条例を定めて、市長の資産公開をする。」と決定致した次第であります。

以上、「協定項目第19-2 情報公開の取扱い(その1)」に係る小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきます。以上、よろしくお願い致します。

《野中会長》

ありがとうございます。報告も終わりました。協議第8号について、ご質問・ご意見等がございましたら、お伺いを致したいと思いますが。

ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、お諮りを致します。協議第8号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

[事務局確認 「挙手全員」]

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第8号は、協議会決定とされました。

続いて、協議第9号 「協定項目19-5 広聴広報の取扱い(その1)」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。高橋委員長、よろしくお願い致します。

《 高橋委員長 》

協議第9号： 19-5 広聴広報の取扱い(その1)【説明】

続きまして、「協議第9号 協定項目19-5 広聴広報の取扱い(その1)」についての、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、32・33ページをお開き下さい。本協定項目につきましては、前項目の「情報公開」とともに、住民等に知らせる「広聴・広報」について、定めを致すものでありますが、本日上程させていただきますのは、「分類2 広聴」についてであります。

調整項目の「広聴会、住民アンケート」につきましては、「新市の中で、必要に応じて開催する。また、インターネットなどを活用した意見の聴取、住民の行政参加を促す環境整備を図る。」と決定致した次第であります。

以上、協定項目第19-5 広聴広報の取扱い(その1)に係る小委員会での、協議経過と結果の報告とさせていただきます。以上、よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第9号について、ご質問・ご意見はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、ご質問もございませんので、お諮りを致します。協議第9号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」 〕
全員であります。

《野中会長》

挙手全員であります。よって協議第9号は、協議会決定とされました。

次に、協議第10号「協定項目19-6 消防団の取扱い(その1)」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。高橋委員長、よろしくお願い致します。

《 高橋委員長 》

協議第10号： 19-6 消防団の取扱い(その1)【説明】

「協議第10号 協定項目19-6 消防団の取扱い(その1)」についての、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、34・35ページをお開き下さい。本協定項目につきましては、多くの小項目となっておりますが、本日上程させていただきますのは、その内の、「分類1 消防団の組織」の内の「調整項目2 任用」であります。

任用と申しますのは、消防団長はじめ団員の任命のことです。5月26日の第3回小委員会で協議致し、調整結果の案として、「合併期日までに、組織体制を調整確立し、任用の取扱いとしては、各町とも、消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、団長以外の団員は、市長の承認を得て、団長が任命する。」という「消防組織法第15条の5」のとおり運用がなされており、調整結果としても、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定致しました。

以上、「協定項目19-6 消防団の取扱い(その1)」に係る小委員会での、協議経過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

説明も終わりました。協議第10号について、ご質問・ご意見はございませんか。
ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第10号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手を
お願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第10号は、協議会決定とされました。

次に、協議第11号「協定項目19-9 電算システムの取扱い(その1)」を議題と致します。
所管の委員長の報告を求めます。高橋委員長、お願いを致します。

《 高橋委員長 》

協議第11号： 19-9 電算システムの取扱い(その1)【説明】

続きまして、「協議第11号 協定項目19-9 電算システムの取扱い(その1)」について
の、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、36・37ページと
させて頂いております。本協定項目につきましては、今日の情報化時代にあって、行政も積極的
にシステム構築を行い、事務の効率化に努めようとするものであり、「協定項目分類2 行政情
報システムの稼動状況」の内、「調整項目1 総合行政システム」について、調整結果と致しま
しては、「特に、新市の住民票や印鑑証明および、税務関係の基幹となる電算システムについて
は、京都府町村会が開発されている『新トライエックス』という名称のシステムとする。」こと
と決定致した次第であります。

以上、「協定項目第19-9 電算システムの取扱い(その1)」に係る小委員会での、協議経
過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第11号について、ご意見・ご質問ございましたら、お伺いを致し
ます。

ご意見・ご質問、ございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第11号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

全員であります。よって協議第11号は、協議会決定とされました。

次に、協議第12号 「協定項目19－12 保育所の取扱い(その1)」を議題と致します。所管の、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会委員長の報告を求めます。井尻委員長、よろしくお願いします。

《 井尻委員 》

協議第12号： 19 - 12 保育所の取扱い(その1)【説明】

住民・福祉・保健衛生・環境小委員会の井尻でございます。まず、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会に関する協定項目は、19番の各種事務事業の取扱いに関するもののうち、「人権啓発の取扱いの関すること」、「国民健康保険の取扱いの関すること」、「保育所の取扱いの関すること」、「環境事務の取扱いの関すること」、「及び塵芥処理の取扱いの関すること」、「保健衛生の取扱いの関すること」、「各種社会福祉事業等の取扱いの関すること」、「介護保険の取扱いの関すること」、「病院・診療所の取扱いの関すること」、21番のその他必要な事項に關することとして、「戸籍・住民登録事務に關すること」の10項目を中心に協議を行うこととなっております。本日は、その内、去る5月26日第3回小委員会で協議して頂き決定した事項を、ご報告させていただきます。

まず、最初に、資料38ページ、39ページをお開き願います。「協議第12号19の12 保育所の取扱い」に関してご報告させていただきます。本来ですと、保育所数等についてから協議を行わなければなりませんが、後ほど説明を致します障害児保育からですので、前段、各町の保育所の設置状況について簡単にご説明させていただきます。現在各町とも0歳から5歳児を対象に入所規準を定め、所得規準による保育料の徴収と国・府からの補助金、町の一般財源とで運営をされております。特に、今年度から補助金がほとんど一般財源化されたことにより、運営面で益々厳しい状況にあります。施設については、園部町が3箇所、八木町が2箇所、日吉町が3箇所、美山町が5箇所となっています。入所者数も施設によって大きく異なり、多い保育所では、定員を超える140名ですが、少ない保育所では、定員の半分の14名という所もあり、少子化の波は地

域によっても大きく違っているのが現状です。保育の内容は大きく大別して、昼間に預かる通常保育と時間を延長する延長保育、そして障害児を対象とした障害児保育、そして0歳から2歳児を対象とした乳幼児保育、そして短期間入所の一時保育、そして町を越えて入所する広域入所などがあります。

それでは、39ページの、「障害児保育」の項目についてでございますが、現在各町とも実施されており、2名から4名の障害児が保育を受けています。職員は、児童の障害の程度にもよりますが、1名ないし2名となっています。調整結果と致しましては、「現行のまま存続する。」ことに決定致しました。広域入所の件であります。保護者の仕事の関係等で住所地の保育所に預けられない児童を、町を越えて入所させる制度で、これも現在園部町で7人、八木町で2人、日吉町で3人、美山町で1人となっています。調整結果としまして、「現行のまま存続する。」ことに決定致しました。ただ、この制度は要望のあった段階で相手方市町村と連携をしながら、実施していくことも確認致しております。

次に「保育所給食」についてですが、これは、どの町も同じ形態で実施されており、自園による給食が行われています。費用徴収等について差が生じておりますので、一定統一の必要があるかと思えます。調整結果としましては、「現行のまま存続する。」ことに決定を致しました。

次に「就園奨励制度」についてですが、この事業は八木町のみ実施されており、過去、地域改善対策事業の関連で制度化された事業で、入園に際しての支度制度であります。調整結果と致しまして、「近年実績が無いのと地域改善対策事業の多くが既に一般施策に移行されている現状を鑑み、廃止の方向で調整する。」ことに決定致しました。

以上であります。

《 野中会長 》

報告が終わりました。協議第12号について、ご意見・ご質問がございましたら、お伺い致します。

《 委員 》

八木町の川勝でございます。一点ですけれども、障害児保育の中で、要望があった段階で該当の保育所において、職員体制を整備し、対応していくということで、調整を頂いたのですけれども、要望の相手方というのは、具体的にどの相手方を指して要望を受け入れられるのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

《 部会長 》

只今のご質問でございますけれども、要望の相手方は、保護者でございます。

《 野中会長 》

よろしゅうございますか。他にございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第12号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

[事務局確認 「挙手全員」]

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第12号は、協議会決定とされました。

次に、協議第13号「協定項目19-17 介護保険の取扱い」を議題とします。所管の委員長報告を求めます。井尻委員長、よろしくお願いを致します。

《 井尻委員長 》

協議第13号： 19-17 介護保険の取扱い【説明】

資料の40ページをお開き願います。「協議第13号 19の17 介護保険の取扱いについて」小委員会で決定致しました内容をご報告させていただきます。介護保険は、皆様方既にご承知のとおり、介護保険法に基づき介護が必要とする方がその能力に応じて自立して生活ができるよう、在宅・施設の両面にわたって必要な福祉サービス、医療サービスが受けられる制度です。65歳以上の方が第1号被保険者で、40歳から64歳までの人が第2号被保険者となっています。費用については、被保険者の保険料と国・府・町とで対応するシステムであります。

まず今回の調整項目であります、資料41ページからの「介護保険料」についてですが、保険料基準額は各町で差が生じており、最も高い町で日吉町の3,678円で、最も低い町で園部町の2,900円となっています

また所得段階ごとに保険料を定める乗率についても、各町で若干の差が生じております。賦課・徴収方法については、各町とも同様の対応がされております。調整結果と致しまして、「保険料は将来的には統一が望ましいが、各町のサービス水準が異なる現状を鑑み、当面は現行のままとする。」ことに決定を致しました。なお、「これから基盤整備が整い、一定のサービス水準の均衡が図られた中で、統一を行う。」ことも確認致しました。

次に資料42ページの「介護保険サービス事業所及び施設」についてであります、訪問介護

において美山町のみ、町直営事業所が設置されています。調整結果としまして「新市において利用者へのサービス提供が確保できるのであれば、他の事業所等へ引き継がれることが望ましい。」と決定を致しました。

その他管内の事業所数及び施設数についてであります。一部町において、サービス区分によって利用者の希望に応じたサービス供給量の確保が困難になっている状況が見られるため、保険料設定の仕方や事業計画の見直し等も関連するが、サービス、利用条件の均衡を図るための体制整備が必要である。」ということに決定致しました。

次に資料４３ページ下段の「資格管理」についてですが、全町同一の対応がされております。調整結果と致しましては、「新市において統一する。」ことに決定しました。

次に資料４４ページの「受給者管理」についてであります。認定記録管理から資格者証に關しての対応は同一であります。利用者負担の軽減施策について美山町のみ市町村単独の軽減措置が実施されています。調整結果としましては、「法の施行に伴う経過措置が終了の方向にあることに鑑み、一元化に向けて調整を行う。」ことに決定致しました。

次に資料４６ページの「給付実績管理」についてですが、どの町においても同一の対応がされており、調整結果と致しましては、「新市において統一し、実施する。」ことに決定致しました。

次に同じく４６ページの「苦情処理」についてであります。実績はどの町もありますが、制度の關係上、現行どおり実施していくことに決定致しました。

次に同じく４６ページの「介護認定審査会」についてであります。現在府に委託している中で、その運営方法等について課題となっています。調整結果と致しまして、「府の審査会と重複して設置されると、審査員の確保が困難となることから、府との調整を行う。」ことに決定致しました。

次に資料４７ページの「介護保険事業計画及び老人福祉計画」についてですが、どの町もほぼ同じ対応がなされており、調整結果としまして「新市において調整する。」ことに決定致しました。

最後に資料４８ページの「介護保険特別会計の状況」については、「企画財政部会の『特別会計決算状況』の項において調整する。」ことに決定致しました。

以上であります。よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第１３号について、ご意見・ご質問等ございましたら、お伺い致します。

《 委員 》

一点だけお伺いをさせていただきます。美山町の長野でございますが、介護保険サービス事業所の設置の件でございますが、今ご報告を受けますと、美山町だけが直営訪問介護事業所を設置して

おるわけですが、利用者へのサービス提供が確保できればとあるわけですが、美山町は条件が悪うございまして、なかなか難しい条件があるわけですが、サービス提供が確保できなかった場合には、直営訪問介護事業所というものはどうなるか、そのあたりの点だけをお伺いしておきたいと思います。

《 部会長 》

失礼致します。保健福祉部会の山内と申します。よろしくお願い致します。

サービスの提供期間の関係につきましては、ほとんどの地域では、社会福祉協議会さんの方で訪問介護事業所をやっております。あるいは、園部町の場合につきましては、財団法人の園部福祉シルバー人材センターという事業所が訪問介護の事業所をやっております。このサービス提供期間の体制整備につきましては、こうした社協さんなり、シルバーさん、それぞれがまた合併が進んで参ります中で、こうした事業所さん等の合併の関係にも関わって参りますし、社協さんが一つになられまして、それぞれの所でサービス提供機関としてやって頂くことも考えられますし、シルバーさんが園部町だけではなく、他の市町村での事業展開を考えられるということも今後出てこようかと思えます。その辺の状況にもよりますし、そうした展開が図られないという場合においては、その時また保険者である市町村がまた責務を持って引き続きやることも考えなければならないというふうに思っております。

《 野中会長 》

ということでございます。

私の方からお答えを致しますと、基本的には、やはり行政直営というのはなかなか至難な問題がおきてくるというふうに、私はそう思います。だから、できるだけ社協なり、またはそれまでに3町と美山町で協調しながら、できるだけ統一化したサービス分はできるという対応だけは4町が協議をして行っていくというのが、私は大切ではないかというふうに思います。

というのは、やはり民間にできるだけ委託をしていくという制度にすることが、やはり地域内での関係者の所得の増大にもつながっていく、地域の皆さんでホームヘルパーの資格を持っておられる皆さんの所得にもつなげていくような制度化というのが、これからは大切ではないかというふうに思いますので、これから4町で十分調整をして、今長野さんがおっしゃいましたように、それができない場合にどうなるかという最悪のことを予想しないで、前へ行く形で我々としてはできるだけ調整をして、必要によっては日吉町や園部町や八木町からも訪問介護をしてもらえるようなシステムづくりをすることが、やはり町村の壁をなくしていくことでございますので、その辺の対応をまた福祉の担当の方で十分協議をさせたいと思いますので、ご理解を頂きたいとお思います。

《 野中会長 》

よろしゅうございますか。ほかにご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、ご意見・ご質問もないようでございますので、お諮り致します。

協議第13号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

[事務局確認 「挙手全員」]

全員であります。

《 野中会長 》

はい。挙手全員であります。よって協議第13号は、協議会決定とされました。

次に、協議第14号 「協定項目19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い(その1)」を議題とします。教育小委員会委員長の報告を求めます。副委員長、よろしくお願い致します。

《 吉見副委員長 》

協議第14号： 19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い【説明】

失礼致します。教育小委員会の吉見でございます。本来ですと委員長の中川委員よりご報告して頂く予定でしたが、他の公務と重なり欠席をされておりますので、代わりまして私の方からご報告させていただきます。

教育小委員会に関する協定項目は、19番の「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、「小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱いに関する事」と、「学校教育の取扱いに関する事」と、「学校給食の取扱いに関する事」と、「社会教育の取扱いに関する事」の4つの項目を中心に協議を行うことになっております

ご承知のとおり、教育小委員会は、第1回協議会開催後、独立を致しました。去る5月28日の小委員会において協議願い、決定した内容をご報告させていただきます。資料49ページをお開き願います。

まず、最初に、資料50ページの 協議第14号の19の19「小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱いに関する事」のその1の「小学校設置状況」についてですが、学校数は、4町で18校です。近年、児童数等の減少により学校間格差が生じておりますが、調整結果では、「現行のまま新市に移行する。」ことに決定致しました。なお、「児童数の減少が今日の大きな課題で

ある現状を鑑み、今後児童数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討を行う。」ことも確認致しました。

次に、中学校の設置状況でございます。各町１校ずつで４校あります。調整結果では、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定致しました。高等学校の設置状況については、直接、町が関与していませんので、「現況を確認し、府で進められています通学区域等の検討について注目をしていく。」ことを確認しました。

次に、障害別特殊学級の設置状況についてですが、現在４町で、小中学校合わせて、１７校２６学級あり、児童生徒の就学指導は、各町で設置されています就学指導委員会があたられています。調整結果では、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、就学指導等について「特に専門的職員の配置が必要である。」ことも確認致しました。

以上でございます。

《野中会長》

それでは、報告も終わりました。協議第１４号について、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いを致したいとおと思いますが。

《 委員 》

八木町の川勝でございます。確認をさせて頂きたいのですけれども、障級の設置状況の中で一元化という言葉で謳ってあるわけなんのですけれども、これは各町のそれぞれの小学校の障級を一本化するという意味なのですか。いわゆる新市に以降前に、一元化するという意味なのでしょうか。

《 部会長 》

教育部会の川辺でございます。一元化につきましては、現在各校に、今も委員長の方から報告がございましたように、各学級を設置しております。一元化といいますのは、現在、園部町の方で広域的に取り組んでおるものがございますので、そういった関係につきましては、現在船井郡での広域連携という形で園部の方に障級を設置しておるものというふうなものについては、調整が必要だと考えますが、それぞれ学校に設置しております障級につきましては、現行の状況で新市に継承する、という考えでございます。

《 野中会長 》

よろしゅうございますか。その他ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第14号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 委員 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第14号は、協議会決定とされました。

続きまして、協議第15号 「協定項目19－20 学校教育の取扱い（その1）」を議題と致します。所管の委員長の報告を求めます。吉見副委員長、お願いします。

《吉見副委員長》

協議第15号： 19 - 20 学校教育の取扱い（その1）【説明】

「協議第15号 19の20 学校教育の取扱いに関することの（その1）」について小委員会
で決定した内容をご報告させていただきます。資料51ページをお開き願います。

まず、最初に、資料52ページの「教育委員会の設置状況」についてでございますが、委員会は法令に基づき設置されていますが、報酬金額に若干の差があります。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、報酬額等については、「特別職等の身分の取扱いに関する項において調整する。」となっています。

次に、「教育委員会の職務」についてですが、各種の事務事業等につきましては、どの町も法令等に基づき実施されており、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定致しました。

次に「就学奨励補助金」の内、「要保護・準要保護児童生徒援助費」ですが、これは、生活保護世帯児童や低所得世帯児童に対する学用品等の支給ですが、国の補助規準において実施されていますが、一部町上積みも含めて若干の差が生じています。調整結果としまして、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、内容・補助率等については「統一する。」ことになっております。

次に、「特殊教育奨励補助」については、特殊学級在籍の児童・生徒に対し学用品等の支給を行う事業でありまして、これも国の基準において実施されていますが、支給内容に若干の差が生じております。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、支給内容補助額等については、「統一を行い、一元化する。」ことになっております。

次に「スポーツ振興センター補助」についてでございますが、これは、児童生徒が学校管理下で発生した災害に対して医療費等の一部が見舞金として支給されるもので、その保険の掛金補助で

あります。生徒一人875円の掛金のうち、全額補助している町と一部補助している町があります。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、補助率については、「全額補助を行う。」こととなっております。

次に、「ヘルメットの購入補助」についてですが、これは、自転車通学区域における新入生徒に対するヘルメット購入助成であります。どの町においても実施されていますが、これも町によって補助率に差が生じております。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお補助率については、「一部保護者負担として、2分の1相当額を補助する。」ことと致しました。

次に、「遠距離通学補助」についてであります。これは、遠距離によるバス通学者に対する助成ですが、実態としてスクールバス利用や町営バス、民間のバス利用と利用形態が様々で補助内容も差が生じております。また、バス路線が無い遠距離生徒に対して、自転車通学者への補助制度が実施されてところもあります。調整結果としまして、「新市に移行後、調整する。」ことに決定致しました。なお、先ほども申しましたとおり、利用形態に違いがあり、補助制度も各町によって大きく違っております関係上、補助内容については、「新市で別途協議する。」ことと致しました。なお、自転車通学については、「現行のまま新市に継承する。」ことに致しました。

次に資料53ページの「副読本補助」についてであります。現在小学3年生を対象に社会科における地域に関する教材として『わたしたちの船井』、『わたしたちの美山町』が作成されており、17年度まで既に作成済みであります。調整結果としましては、「新市に移行後、調整する。」ことに決定を致しました。なお、こうした教材については、「3年生だけでなく高学年にも配布が必要。」ということになっております。

次に「養護学校等就学援助」についてであります。これは、障害者が丹波養護学校等へ就学されている児童・生徒に対し通学扶助を行ったり、送迎を実施していたり、これも各町によって差が生じております。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、基本は送迎に対する通学費を援助することとし、高等部に対する扱いなど援助内容については「新市で協議する。」ことと致しました。

次に、「私立幼稚園援助」についてであります。現在園部町に私立の幼稚園があります。私立幼稚園に通園する園児の教材費等の一部支援という形で制度化されている事業でありまして、年間助成金が交付されています。ただ、助成金に差が生じております。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、額については、「新市で別途協議する。」ことと致しました。

次に「奨学資金」の状況ですが、これは、家庭の経済的理由によって就学が困難な学生に対し、高等学校・短期大学・4年制大学等への学資の貸与という形で実施されており、現在、八木町と日吉町で制度化されております。実質現在は、一人のみとなっております。調整結果としましては、「新市に移行後、調整する。」ことに決定致しました。なお、実態として他の有利な奨学資金を活用されている事例が多く、先ほど言いましたとおり、実績はほとんど無いので、「新市で制度

の検討を行う。」ことも補則させていただきます。

次に「教育相談事業」に関して、まずスクールカウンセラーの設置状況ですが、これはいじめや不登校、非行対策として京都府が中学校へ専門家を派遣している事業で、現在園部町と八木町に派遣されております。調整結果と致しまして、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、「事業の必要性からして新市の全中学校に配置を要望する。」ことも確認されております。

次に「心の教室相談員の配置状況」ですが、これも児童の悩みやストレス等を解消する環境づくりを行うため、相談員を配置する京都府の事業でありまして、現在、園部町・日吉町・美山町に配置されています。調整結果としまして、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、このことも「全町に配置できるよう関係機関に働きかける。」ことも確認されました。

次に「児童生徒健康増進事業」に関してですが、各町各学校において法律に基づいて各種の検診が実施されています。検診科目は全ての町で一緒ですが、実施回数に若干の差が生じております。調整結果としまして、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、回数等については、「新市において協議調整する。」ことが確認されています。

最後に、「学校医の状況」ですが、先ほどの各検診には医師にお世話になっていますが、その報酬額については各町によって差が生じております。開業医と公的病院等の医師があり、報酬単価が統一しにくい状況であります。調整結果としまして、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、課題で申し上げました報酬については、「各町の実態を加味しながら別途協議する。」ことを確認致しました。

以上でございます。

《 野中会長 》

はい。報告も終わりました。協議第15号について、ご意見・ご質問がございましたら、お伺い致したいと思います。

ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、お諮りを致します。協議第15号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第15号は、協議会決定とされました。

《 野中会長 》

次に、協議第16号 「協定項目19-22 社会教育の取扱い（その1）」を議題と致します。所管の委員長の報告を求めます。吉見副委員長、よろしくお願いします。

《 吉見副委員長 》

協議第16号： 19-22 社会教育の取扱い（その1）

それでは、資料54ページをお開き願います。「協議第16号 19の22 社会教育の取扱い（その1）」について 本日は、社会教育関係委員・関係職員の状況について小委員会で協議調整致しましたものでございます。ご報告させていただきます。

資料55ページの 「社会教育委員」についてですが、現在どの町も家庭教育・社会教育・学校教育の関係者と学識経験者から選任され、10名から12名体制で町の社会教育に関する諸計画を立案する目的で設置されております。任期は2年ですが、報酬については年額制の町と日額制の町があり、額も若干の差が生じております。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、任期・定数については、「新市の条例で定めること。」、又報酬については、「特別職等の身分の取扱いに関する項において調整すること。」を、確認致しております。

次に「公民館運営審議会委員」についてですが、これも法に基づいて委員を置くことができることとなっておりますが、現在3町で未設置となっており、1町も社会教育委員と兼務という状況です。調整結果としましては、「社会教育委員の職務内容に含め、廃止の方向で調整する。」ことに決定致しました。

次に「文化財保護委員」についてですが、これも各町の条例に基づき、町内の文化財の保存・調査研究の目的で全ての町で設置されています。人員は多いところで15名以内、少ないところで5名以内と町によって差が生じており、報酬額についても若干の差が生じております。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、委員の任期・定数については「新市の条例で定める。」こととし、報酬については、「特別職等の身分の取扱いに関する項において調整する。」ことも確認を致しました。

次に体育指導員についてですが、これも各町のスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導助言を行う目的で設置されています。委員については、10名から15名と各町に差が生じておりますし、報酬については、年額報酬の町と日額報酬の町があります。調整結果としましては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、委員の任期・定数について

は、「新市の規則で定める。」ことも確認致しました。

次に「スポーツ審議会委員」についてですが、これは、市町村のスポーツ振興に関する審議会やその他の関係機関を置くことができるとなっていますが、現在どの町も設置されていません。調整結果と致しまして、「新市に移行後、調整する。」ことに決定致しました。なお、国のスポーツ振興基本計画を受け京都府では16年度から向こう10年間のスポーツ振興計画が策定されました。こうした取り組みと合わせて「新市で生涯スポーツ振興計画等を検討し、必要に応じて設置を行う。」ことも確認致しました。

次に、「社会教育指導員の設置状況」ですが、現在八木町と日吉町で設置されており、主に社会教育団体の指導や図書業務など、教育委員会事務局内に配置されています。調整結果としましては、「新市において社会教育関係職員の適正な配置を行うことで、廃止の方向で調整する。」ことに決定致しました。

次に資料56ページの「人権教育指導員の設置状況」ですが、現在どの町も設置されていません。調整結果としましては、「新市において、社会教育関係職員の適正配置を行うことで、廃止の方向で調整する。」ことに決定致しました。

次に「公民館長、公民館主事」についてですが、中央公民館長については、日吉町を除く3町で設置されていますが、実態としては教育委員会関係職員が兼務という状況です。なお、公民館主事については、どの町も設置されていません。調整結果としましては、「中央公民館が設置されている関係上、現行のまま新市に継承する。」ことに決定致しました。なお、職員体制については、「新市において調整する。」ことも確認致しました。

次に「図書館長の設置状況」についてですが、現在園部町と美山町において設置されています。八木町・日吉町は図書室の設置となっております。調整結果としましては、「図書館活動は、住民の自主的かつ自発的な学習活動である観点からも、現行のまま新市に継承する。」ことに決定致しました。

最後に、その他の「社会教育関係委員・関係職員の状況」についてですが、資料にもありすとおおり、各町固有の施設に付随した体制であるため、調整結果と致しましても、「現行のまま新市に継承する。」ことに致しました。

以上でございます。

《野中会長》

はい、ありがとうございました。報告も終わりました。協議第16号について、ご意見・ご質問等ございましたら、お伺い致したいと思います。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

ご意見・ご質問ございませんか。

それでは、お諮りを致します。ご意見・ご質問等もないようですので、協議第16号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手 全員であります。よって協議第16号は、協議会決定と致しました。

長時間でございますので、しばらく休憩をさせて頂きたいと思います。この時計の、3時15分まで休憩と致したいと存じます。よろしくお願いを致します。

————— 休 憩 —————

《 野中会長 》

次に、協議第17号 「協定項目19－23 都市計画の取扱い（その1）」を議題とします。建設・産業・上下水道小委員会委員長の報告を求めます。柿迫委員長、よろしくお願い致します。

《 柿迫委員長 》

協議第17号： 19 - 23 都市計画の取扱い（その1）【説明】

建設・産業・上下水道小委員会の柿迫でございます。よろしくお願いを致します。座らせて頂きます。

57ページをお開き下さい。「協議第17号 協定項目19の23 都市計画の取扱い（その1）」につきまして、小委員会での協議経過と結果を報告させて頂きます。本協定項目につきましては、多くの小項目がございますが、本日上程致しておりますのは、その内の7項目でございます。去る、5月26日の第3回小委員会におきまして協議を行い、調整結果の案として決定したものでございます。

58ページをお開き下さい。まず、分類1の「都市計画マスタープラン」、「調整項目1 策定の有無」から「調整項目4 計画目標年次」につきましては、園部町・八木町の2町で都市計画マスタープランが策定されております。対象区域・目的・計画目標年次が示されております。調整結果と致しましては、「新市の都市計画マスタープランを策定することとし、その他関連致します緑の基本計画・中心市街地活性化基本計画・TMO構想においても新市へ継承する。」ことと決定致しております。

次に、「分類2 都市計画の区域区分、調整項目1 区域」につきましては、行政区域・都市計画区域・都市計画区域外・準都市計画区域等の指定がされており、調整項目2「区域区分」につしまし

ては、市街化区域及び市街化調整区域の指定がされております。また、調整項目3「地域地区」におきましては、用途地域・建ぺい率・容積率・準防火地域・地区計画が指定されております。調整結果と致しましては、「新市におきまして都市計画法に基づき、京都府決定の都市計画区域及び区域区分、地域区分を指定する。」ことと決定致しております。

続いて59ページをお開き下さい。次に、分類3の「都市公園」、「調整項目1 名称」から「調整項目10 計画策定の有無」につきましては、園部町19箇所・八木町4箇所、合わせて23箇所の都市公園が設置及び計画をされております。調整項目のうち「調整項目5 使用料の徴収及び収納」につきまして、八木町では都市公園条例で規定されておりますが、園部町では社会体育施設条例で規定されている現状があります。調整結果と致しまして、「使用料は、新市に移行後、社会体育施設として位置付けをし、料金は調整する。」ことと決定致しております。

また、「調整項目7 占用に關すること」につきましては、八木町と園部町で占用料が異なっており、調整結果と致しましては、「占用料については、新市移行後、都市公園管理者が管理し、料金は調整する。」ことと決定致しております。

また、調整項目9「その他公園」の町管理公園につきましては、園部町で13箇所・八木町で28箇所・日吉町で7箇所・美山町で13箇所設置されており、調整結果と致しましては、「現状で新市に継承する。」ことと決定致しております。その他の調整項目につきましては、「現状のまま新市に移行する。」ことと致しております。

次に、「分類4 都市下水路、調整項目1 条例制定の有無」につきましては、園部町のみ制定されており、「調整項目2 根拠法令」につきましては、下水道法第25条の規定に基づいております。また、「調整項目3 占用料」につきましては、園部町のみ定められております。「調整項目4 都市下水路の状況」につきましては、園部町で9路線・八木町で2路線、合わせて11路線の都市下水路が設置されております。調整結果と致しましては、「新市において公共下水道（雨水）に移行する。」ことと決定致しております。

次に60ページをお開き頂きます。「分類5 都市計画審議会、調整項目1 審議会の名称」につきましては、園部町・八木町で同様の審議会が設置されております。また、園部町には、南丹都市計画事業本町土地区画整理審議会が置かれております。調整結果と致しましては、「現行のまま新市へ継承する。」ことと決定致しております。

また、「調整項目2 審議の内容」及び「調整項目3 審議会の組織」につきましては、調整結果と致しまして、「新市において新たに設置する。」ことと決定致しております。

次に、「分類6 屋外広告物、調整項目1 内容」及び「調整項目2 規制の制定」、並びに「調整項目3 手数料」につきましては、4町とも屋外広告物条例の規制に関する基準等を定める規則を制定し、屋外広告物の設置に対する申請許可事務を行っております。また、手数料につきましても、4町が手数料徴収条例により同額の手数料を定めております。調整結果と致しましては、「新市において条例を制定する。」ことと決定致しております。

次に、「分類8 放置自転車等対策、調整項目1 対策」につきましては、園部町のみ自転車等駐車

対策協議会が設置されており、園部町・八木町で放置自転車等の防止に関する条例が制定されております。調整結果と致しましては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定致しております。

また、「調整項目 2 自転車等駐車場」につきましては、園部町・八木町で、それぞれ 1 箇所設置されておりますが、料金体系が異なっているという現状があります。調整結果と致しましては、「現行のまま新市へ移行し、使用料金については調整する。」ことと決定致しております。

以上、「協定項目 19 の 23、都市計画の取扱い（その 1）」に係る、小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

それでは、報告も終わりました。協議第 17 号について、ご質問・ご意見をお伺い致したいと思いますが。

ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第 17 号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第 17 号は、協議会決定とされました。

次に、協議第 18 号 「協定項目 19－24 建設関係事業の取扱い（その 1）」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。柿迫委員長、お願いを致します。

《 柿迫委員長 》

協議第 18 号： 19 - 24 建設関係事業の取扱い（その 1）【説明】

それでは、61 ページをお開き下さい。それでは、「協議第 18 号 協定項目 19 の 24、建設関係事業の取扱い（その 1）」につきまして、小委員会での協議経過と結果を報告させていただきます。本協定項目につきましても、多くの小項目がございますが、本日上程致しておりますのは、その内の 5 項目でございます。

去る、5月26日の第3回小委員会におきまして協議を行い、調整結果の案として決定したものでございます。

62ページをお開き下さい。まず、「分類1 競争入札の指名参加願及び資格審査、調整項目1 有効期間」につきましては、4町において町内業者に対する有効期間には相違がありますが、町外業者に対する有効期間は同一となっており、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、統一をする。」ことと決定致しております。ただし、「新市での受付までは、旧町による受付を有効とする。」ことと致しております。

また、「調整項目2 提出時期」につきましては、現状では各町の取扱いに不統一が見られますが、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定致しております。

次に、「分類2 入札及び契約、調整項目1 指名選考委員会」につきましては、各町の内容はほぼ同一となっており、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整を行い、名称については統一を図る。」ことと決定致しております。

また、「調整項目2 入札の方法」につきましては、各町におきまして入札執行者及び最低制限価格の設定に相違がありますが、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しております。

「調整項目3 契約の方法」につきましては、各町の取扱いに不統一が見られますが、調整結果と致しましては、「新市移行後、速やかに統一する。」ことと決定致しております。

「調整項目4 建設工事指名停止等措置要綱」及び「調整項目5 入札結果の公表」につきましては、各町で同一の要綱を制定しており、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定致しております。

「調整項目6 特定共同企業体の取扱い要領」につきましては、園部町・日吉町で要綱の制定がされておりますが、八木町・美山町では制定がされていない現状があります。調整結果と致しましては、「新市移行後、統一する。」ことと決定致しております。

「調整項目7 建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱」につきましては、各町同一の要綱を制定しておりますので、調整結果と致しましては、「新市へ継承する。」ことと決定致しております。

63ページをお開き下さい。次に、「分類3 工事関係、調整項目1 請負代金内訳書」から「調整項目15 工事金支払い」につきましては、内容がほぼ同一であり、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」こととして決定致しております。

64ページをお開き下さい。「分類4 事業用取得用地の登記事務、調整項目1 直営・委託の別」から「調整項目3 委託先」につきましては、ほぼ4町が同一の内容となっており、したがって、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」こととして決定致しております。

次に、「分類6 土木積算システムOA事務、調整項目1 サーバ」及び「調整項目2 クライアント」につきましては、各町において使用機種等が異なっております。調整結果と致しまし

ては、「新市に移行後、総合的に調整する。」こととして決定致しております。

以上、「協定項目１９の２４、建設関係事業の取扱い（その１）」に係る小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第１８号について、ご意見・ご質問等ございましたらお伺いを致したいと思いますが。

ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

それでは、お諮りを致します。協議第１８号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手 全員であります。よって協議第１８号は、協議会決定とされました。

続いて、協議第１９号 「協定項目１９－２６ 上水道の取扱い（その１）」を議題と致します。所管の委員長の報告を求めます。柿迫委員長、お願いをします。

《 柿迫委員長 》

協議第１９号： １９－２６ 上水道の取扱い（その１）【説明】

それでは、「協議第１９号 協定項目１９の２６ 上水道の取扱い（その１）」につきまして、小委員会での協議経過と結果を報告させていただきます。本協定項目につきましても、多くの小項目がございますが、本日上程致しておりますのは、その内の２項目でございます。去る、５月２６日の第３回小委員会におきまして協議を行い、調整結果の案として決定したものでございます。

６６ページをお開き下さい。まず、「分類２ 上水道計画、調整項目１ 上水道事業計画」につきましては、上水道事業は、園部町・八木町の２町で運営されております。水道拡張計画については、水道需用の動向を基本とし、水源確保対策及び水質向上対策等を勘案して、統一した計画策定が必要であり、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、全体の整備基本計画を策定す

る。」ことと決定を致しております。

また、現在一部着手又は計画されている水道拡張計画は、「新市移行後においても現状の計画を推進する必要があるが、全体の整備基本計画に基づいた調整が必要になる。」としております。

次に、「分類４ 簡易水道計画、調整項目１ 簡易水道事業計画」につきましては、４町とも簡易水道事業を運営しており、簡易水道拡張計画については、水道需用の動向を基本とし、水源確保対策及び水質向上対策等を勘案して、統一した計画策定が必要であり、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、全体の整備基本計画を策定する。」ことと決定を致しております。

また、現在一部着手又は計画されている水道拡張計画は、新市移行後においても現状の計画を推進する必要があるが、全体の整備基本計画に基づいた調整が必要となるとしております。

以上、「協定項目１９の２６、上水道の取扱い（その１）」に係る小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願いを致します。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第１９号について、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いを致したいと思いますが。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

ご意見・ご質問、ございませんか。それでは、お諮りを致します。協議第１９号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第１９号は、協議会決定とされました。

次に、協議第２０号 「協定項目１９－２７ 下水道の取扱い（その１）」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。柿迫委員長、お願いを致します。

《 柿迫副委員長 》

協議第２０号： １９－２７ 下水道の取扱い（その１）【説明】

６７ページをお開き下さい。それでは、「協議第２０号 協定項目１９の２７ 下水道の取扱

い（その１）」につきまして、小委員会での協議経過と結果を報告させていただきます。本協定項目につきまして、多くの小項目がございますが、本日上程致しておりますのは、その内の２項目でございます。去る、５月２６日の第３回小委員会におきまして協議を行い、調整結果の案として決定したものでございます。

６８ページをお開き下さい。まず、「分類２ 水洗化計画、調整項目１ 計画概要」につきましては、桂川中流流域関連公共下水道事業を園部町・八木町で、特定環境保全公共下水道事業を園部町・八木町・日吉町で、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業は園部町・八木町・日吉町・美山町の４町で、それぞれ取り組みを行っております。したがって、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、整備基本計画を作成する。」ことと決定を致しております。

次に、「調整項目２ 整備状況」につきましては、各町ともそれぞれの事業を進めておりますが、総体的には、園部町・日吉町は概ね事業が完了し、管理体制に入っているのに対しまして、八木町・美山町は、整備のピークの段階となっている状況であります。したがって、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、残事業の推進にあたる。」ことと決定致しております。

次に、「分類３ 公共下水道事業、調整項目１ 事業概要」につきましては、公共下水道事業は、桂川中流流域関連公共下水道事業を園部町・八木町で、特定環境保全公共下水道事業を園部町・八木町・日吉町で事業実施されております。したがって、調整結果と致しましては、「現行のまま新市に引継ぎ、全体整備計画の中で取り組む。」ことと決定を致しております。

次に「調整項目２ 工事施工」につきましては、それぞれの事業におきまして平成１６年度から平成１９年度の完成予定として工事が進められております。したがって、調整結果と致しましては、「現行のまま新市に引継ぎ、全体整備計画の中で取り組む。」ことと決定致しております。

「調整項目３ 維持管理」につきましては、各町が処理場・管渠・ポンプそれぞれについて維持管理を行っておりますが、処理場につきましては、園部町・八木町・日吉町共に業者に外部委託をしており、調整結果と致しましては、「民間活用を含めて管理委託の方向で検討していく。」ことと決定致しております。

「管渠」につきましては、園部町・八木町・日吉町共に職員で対応しており、調整結果と致しましては、「現行のまま新市に引き継ぐ。」ことと決定致しております。

「ポンプの管理」につきましては、日吉町のみ職員で対応しておりますが、調整結果と致しましては、「新市移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目４ 開発協議」につきましては、各町とも開発の事前協議は必要であるとしており、調整結果と致しましては、「新市に移行後、速やかに他の部署と調整を行う。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目５ 宅内排水設備工事」につきましては、各町とも排水設備工事基準と致しまして、日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針」により設備工事基準を作成しており、調整結果と致しましては、「現状で新市に移行する。」ことと決定致しております。

６９ページをお開き下さい。次に、「調整項目６ 水洗化促進」におきましては、利子補給制

度におきまして、日吉町のみが借入金にかかる利子補給制度を実施しております。調整結果と致しましては、「新市移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目 7 下水道台帳整理」につきましては、3 町とも業者委託をしておりますが、委託業者が各町で相違があります。調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目 8 会計システム」につきましては、3 町とも町村会の財務会計システムを採用しておりますが、料金システムにつきましては各町で採用しているシステムに相違があります。調整結果と致しましては、「下水道会計システムについては、料金システム、会計システム及び上水道との関連があるため、現行システムの中で最適なものに統一する。」ことと決定致しております。なお、統一する時期につきましては、「料金体系や組織体制等の方向付けがなされた段階で検討する。」ことと致しております。

次に、「調整項目 9 入札及び契約」につきましては、各町で入札執行者に相違がありますが、調整結果と致しましては、「新市に移行後、調整を図る。」ことと決定致しております。

以上、「協定項目 1 9 の 2 7 下水道の取扱い（その 1）」に係る小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきます。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第 2 0 号について、ご意見・ご質問はございませんか。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

ご意見・ご質問はございませんか。それでは、お諮りを致します。協議第 2 0 号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第 2 0 号は、協議会決定とされました。

次に、協議第 2 1 号 「協定項目 1 9 － 2 8 農林水産業の取扱い（その 1）」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。柿迫委員長お願いを致します。

《 柿迫副委員長 》

協議第 21 号： 19 - 28 農林水産業の取扱い（その 1）【説明】

それでは、70 ページをお開き下さい。「協議第 21 号 協定項目 19 の 28 農林水産業の取扱い（その 1）」につきまして、小委員会での協議経過と結果を報告させていただきます。本協定項目につきましても、多くの小項目がございますが、本日上程致しておりますのは、その内の 2 項目でございます。去る、5 月 26 日の第 3 回小委員会におきまして協議を行い、調整結果の案として決定したものでございます。

71 ページに移らせて頂きます。まず、「分類 1 農業振興計画、調整項目 1 各町共通の計画」につきましては、各町とも農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、中山間地域等直接支払基本方針、水田農業ビジョンが策定されておりますが、それぞれ多少の相違がございます。調整結果と致しましては、「新市に移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目 2 各町独自計画」につきましては、八木町・美山町で策定されており、それぞれがハード事業対応となっており、総合計画との調整が課題となっております。調整結果と致しましては、「新市に移行後、速やかに調整する。」ことと決定を致しております。

次に、「分類 2 農業振興関連事業、調整項目 1 国・府補助事業」につきましては、農地保全関係では、中山間地域等直接支払交付金が 4 町で、京都府農業開発公社事務事業が 1 町で、新地域農場づくり事業が 1 町で、21 世紀を演じる交流、連携の舞台づくり事業が 2 町で、取り組んでおり、園芸振興関係では、京の園芸産地育成支援事業を 3 町が取り組んでおられます。

また、担い手育成関係では、実践農場整備支援事業が 2 町で、就農研修資金償還助成事業が 3 町で、はばたく担い手育成支援事業が 1 町で、中山間規模拡大支援事業が 2 町で、取り組んでおり、その他の事業としては、農林技術者会議活動強化事業が 4 町で、農業者年金事業が 4 町など各町それぞれ国・府補助事業を導入して事業を実施しているのが現状であります。調整結果と致しましては、「新市においても国・府補助事業を活用して、事業を実施する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目 2 町単独事業」につきましては、農地保全関係で、集落話し合い活動事業・町単中山間地域等直接支払交付金・広域営農組織支援事業などそれぞれ 1 町で実施されており、園芸振興では、町独自野菜価格補填事業・野菜等経営安定対策事業・地域特産振興事業など、それぞれ 1 町で実施をされております。

また、担い手育成関係では、担い手農家規模拡大支援事業などをそれぞれ 1 町で実施をされており、その他の事業としては、良質作物生産条件整備事業・良質堆肥供給事業・地域マネージャー設置事業などをそれぞれ 1 町で実施されているのが現状であります。調整結果と致しましては、「新市においても、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、引き続き実施する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目 3 農業経営改善支援センター」につきましては、総括推進員の設置状況や

法認定・地域認定の基準に差異がありますが、4町で実施されております。調整結果と致しましては、「新市に移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しております。

以上、「協定項目19の28 農林水産事業の取扱い(その1)」に係る小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきます。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第21号について、ご意見・ご質問等、お伺いを致しますが。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

ご意見・ご質問ございませんか。それでは、お諮り致します。協議第21号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第21号は、協議会決定とされました。

続いて、協議第22号 「協定項目19-29 商工観光事業の取扱い(その1)」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。柿迫委員長、お願いを致します。

《 柿迫副委員長 》

協議第22号： 19-29 商工観光事業の取扱い(その1)【説明】

72ページをお開き下さい。それでは、「協議第22号 協定項目19の29 商工観光事業の取扱い(その1)」につきまして、小委員会での協議経過と結果を報告させていただきます。本協定項目につきましても、多くの小項目がございますが、本日上程いたしておりますのは、その内の4項目でございます。去る、5月26日の第3回小委員会におきまして協議を行い、調整結果の案として決定したものでございます。

73ページに移らせて頂きます。まず、「分類1 商工会、調整項目1 組織」につきましては、各町とも商工会が組織され活動頂いておりますが、調整結果と致しましては、「新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。」ものとする事と決定致しております。

次に、「分類２ 商工振興関連事業、調整項目１ 国・府補助事業」につきましては、商工会補助金を４町がそれぞれの事業名によって実施されており、ＴＭＯ補助については、園部町で実施されております。調整結果と致しましては、「商工会補助金及びＴＭＯ補助につきまして、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目２ 町単独事業」につきましては、商工会補助金として商工会主催事業に園部町・日吉町の２町が補助を行っております。調整結果と致しましては、「新市においても、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、引き続き実施する。」ことと決定致しております。

次に、「分類３ 商工関連団体、調整項目１ 経済団体」につきましては、各町とも商工会が組織されております。調整結果と致しましては、「新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら調整に努めるものとする。」ことと決定致しております。

次に、「調整項目２ 協議会」につきましては、園部町・八木町・日吉町の３町が京都市町村企業誘致推進連絡会議に加盟しております。調整結果と致しましては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定を致しております。

次に、「調整項目３ その他」につきましては、各町とも第３セクター等の団体が設立されており、調整結果と致しましては、「それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。」ことと決定致しております。

次に、「分類４ 金融対策、調整項目１ 融資制度」につきましては、該当がありません。

次に、「調整項目２ 利子補給制度」につきましては、園部町・八木町・美山町の３町で実施をされております。調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整すること。」と決定を致しておりますが、「合併前の各町の制度により決定した利子補給については、補給期間の終了まで新市に引き継ぐ。」こととしております。

次に、「調整項目３ その他」の認定事務につきましては、中小企業信用保険法の規定による認定事務を４町とも取り組んでおり、調整結果と致しましては、「現行のまま新市に継承する。」ことと決定致しております。

また、保証料補給につきましては、八木町・日吉町の２町で制度を実施しており、調整結果と致しましては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」ことと決定致しておりますが、「合併前の各町の制度により決定した保証料補給については、保証期間の終了まで新市に引き継ぐ。」と致しております。

以上、「協定項目１９の２９ 商工観光事業の取扱い（その１）」に係る小委員会での協議経過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

報告も終わりました。協議第２２号について、ご質問・ご意見ございましたら、お伺いを致したいと思いますが。

《 委員 》

その他で、第3セクター等の関係ですが、それぞれの事情を尊重しながら調整に努めるということですが、「それぞれの事情を尊重」はいいわけですが、その後の調整というような意味について具体的に何かご議論がありましたらご説明を頂きたいと思います。

《 事務局 》

失礼致します。今のご質問でございますが、その他の団体としましては、園部町でいきますと、「園部経済同友会」、また「そのべまちづくり工房」がございます。それから八木町では、「八木経済同友会」、日吉町では「日吉ふるさと株式会社」、美山町では、「美山名水株式会社」、「美山ふるさと株式会社」というものが一応現況では挙がっております。それで、これらの協議をされました中でございますが、各町で設置をされておりますので、いろんな各町の事情がございます。それを今すぐ調整ということはできませんので、新市にいきました中でこれをどうするかということにつきましては、そこまでの具体的なことは出ておりませんので、今後の調整ということで一応挙げさせて頂いたということでございます。

《 野中会長 》

ということでございます。よろしゅうございますか。他にご意見・ご質問ございませんか。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

それでは、ご意見・ご質問もないようでございますので、お諮りを致します。協議第22号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第22号は、協議会決定とされました。

続きまして、協議第23号 「協定項目21-1-①公用車の取扱い」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。高橋委員長に、お願いを致します。

《高橋委員長》

協議第23号： 21-1- 公用車の取扱い【説明】

「協議第23号 協定項目21-1-① 公用車の取扱い」についての、小委員会での協議経過と結果について、報告させていただきます。資料は、74・75ページをお開き下さい。本協定項目につきましても、現況として各町で、マイクロバス、業務用車両、消防車等、特殊車両も含め、総数293台と多くの車両を、車両管理者、安全運転管理者等を設置し、適正管理を行っておりますが、5月26日の第3回小委員会で協議致し、調整結果の案として、「基本的には、全車両を新市に引き継ぐが、新市の組織に併せ、保有台数を減数する。」と決定致しました。

以上、「協定項目 21-1-① 公用車の取扱い」に係る小委員会での、協議の経過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

《 野中会長 》

ありがとうございます。報告も終わりました。協議第23号について、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いを致したいと思います。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

ご意見・ご質問はございませんか。それでは、お諮りを致します。協議第23号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第23号は、協議会決定とされました。

次に、協議第24号 「協定項目21-3-③ 戸籍、住民登録事務の取扱い（その1）」を議題とします。所管の委員長の報告を求めます。井尻委員長、お願いを致します。

《 井尻委員長 》

協議第24号： 21-3- 戸籍、住民登録事務の取扱い（その1）【説明】

資料の76ページをお開き願います。「協議第24号 21-3-③ 戸籍、住民登録事務の取扱い」について、小委員会で決定しました内容をご報告させていただきます。

まず初めに、資料77ページの「住民基本台帳事務」についてですが、概要、住民閲覧、証明、

システムについて調整しました分をご報告させていただきます。閲覧証明等については、どの町もほぼ同じ対応をされていますが、システムについては、日吉町のみ別のシステムで対応されており、他の３町は町村会のシステムで対応されています。

また、「合併と同時に住所表示の変更等膨大な附票や通知書の作成が必要となり、システムの統一はもちろん、戸籍の電算化が合併時に必要である。」ことも確認致しました。なお、「閲覧方法、手続きの統一化を図る。」ことも確認を致しました。

次に「住民基本台帳ネットワークシステム」についてでございますが、これは電子カードを発行することで市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務が可能となるシステムであり、どの町もほぼ同じ対応がなされています。カードの発行方法において若干差が生じており、園部町のみ町独自で発行されていますが、他の３町は指定情報処理機関へ委託されています。調整結果と致しまして、「同一の取扱いをして現行どおり継続する。」ことに決定致しました。カードの発行方法については、「合併時において発行方法を統一する。」ことも決定致しました。

次に、「公的個人認証サービス」についてですが、これも電子証明書の発行を受けることで、パスポートや社会保険関係手続きができるシステムであり、制度対応はどの町も同じ対応となっております。調整結果と致しまして、「現行どおり継続する。」ことに決定致しました。

次に、「異動手続き」でございますが、同一窓口での総合サービスが実施できる体制が必要であります。調整結果と致しましては、「合併時において様式を統一し、複写式等により各課・係で住民異動情報を共有できる様式に統一する。」ことに決定致しました。

最後に、「各種申請書」についてですが、各種事務手続きについての対応方法はどの町も同じですが、様式については各町独自の様式で処理をされています。調整結果と致しましては、「合併時において申請書の種類、様式等を統一する。」ことに決定致しました。

以上でございます。

《 野中会長 》

説明も終わりました。協議第２４号について、ご質問・ご意見をお伺い致したいと存じますが。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

ご意見・ご質問はございませんか。それでは、お諮りを致します。ご意見・ご質問もないようでございますので、協議第２４号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕
全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第24号は、協議会決定とされました。

続きまして、「協議第25号 新市建設計画中間案について」を議題とします。本件につきましては、新市建設計画策定小委員会の委員長としての私より報告・説明をさせて致します。

《 野中委員長 》

協議第25号： 新市建設計画中間案について【説明】

中間案については

- ① 計画作成に係る策定方針及びスケジュール
- ② 住民アンケートの内容検討

について小委員会での決定内容について、報告と提案を致します。

まず80ページには策定フローの図を示しております。内容と致しましては、この後報告致します「住民アンケート」、4町の振興計画を基本とし、任意協議会で取りまとめたものであり、北桑田・船井地域における合併ビジョンについても考慮した「基本構想」、新たに作成されます財政プロジェクトを中心とした「財政シミュレーション」の以上3つをふまえた「新市将来構想（案）」の作成。また、その新市将来構想（案）を基にした「住民説明会」の開催。住民説明会の意見も取り入れながら、「新市建設計画（案）」の作成から知事協議・確定となり、81ページでは、おおまかな建設計画の策定スケジュール（案）をお示ししております。

次に「新市建設計画の策定方針（案）」を82ページでお示しを致しております。まず、計画策定の趣旨と致しまして、4町の個性を尊重した合併によって生まれる新市において、目指すべき新しいまちづくりの基本方針を設定し、このことに基づいた施策・事業内容を明確にすることを目的に策定するものとなっております。

また、新市はこの計画に基づいて速やかな一体化を促進し地域バランスのとれた発展と住民福祉の向上を目指すものとなっております。計画の位置づけと致しましては、新市の概況・主要指標の見通し、基本方針とその具体的な主要施策・事業、公共施設の統合整備の考え方を示すこと。また、これらの施策・事業をふまえた財政計画を合わせて策定します。なお、新市が取り組むべき施策・事業の詳細については、新市においてこの計画に基づき策定される総合計画に委ねるものとなっております。計画の構成と致しましては、合併特例法第5条1項で挙げられております「合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する計画を作成する。」とされており、そのことをふまえて、「第1章 序論」から「第8章 財政計画」までの8章での構成を考えており、概要につきましてはお示ししておりますとおりであります。計画の期間としましては、向こう10年間としており、以上のことによ

り小委員会での決定事項と致したところであります。

次に、「住民アンケート調査」の内容については、83ページでは4町のサンプル数の考え方や、配布数についてお示ししており、84ページ以降に実際に送付を致しますアンケートをお示ししております。設問12問と最後に、今後の新しいまちづくりに関しての自由意見を願う内容になっており、以上のことから小委員会の決定とし本協議会に提案するものであります。

よろしくお願いを致します。

《 野中会長 》

以上で、説明とさせていただきます。まず、①の計画作成に係る策定方針及びスケジュールにつきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お伺いを致したいと思いますが。

《 委員 》

(質疑応答 特になし)

《 野中会長 》

ご意見・ご質問はございませんか。

次に、②の住民アンケートの内容について、ご意見・ご質問ございましたらお伺い致したいと思いますが。

②の住民アンケートについてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、ご意見・ご質問もないようでございますので、お諮りを致します。協議第25号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《 事務局 》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第25号は、協議会決定とされました。

以上を持ちまして、本日の協議事項は、議了頂きました。続きまして、恐縮ですが、(3)その他を議題とし、1番目の、第1回合併協議会の会議録について、事務局より説明を出させます。

《 事務局 》

それでは失礼を致します。本日、各委員様に配布をさせて頂いております、会議録は4月15日に園部国際交流会館で開催致しました、第1回合併協議会の会議録でございます。

なお、第1回の会議録署名人には浅野委員・廣瀬委員に会長よりご指名がございましたので、

それぞれの委員にご確認頂き、会長の署名を頂いたものでございます。第1回の協議会で確認頂いております合併協議会会議運営申し合わせ事項の3、会議録の公開において「会議録は、次の協議会の会議以降で承認を得た上、公開するものとする。」となっておりますので、ご承認を頂き公開致したく、よろしくお願い致します。

以上でございます。

《 野中会長 》

はい。会議録につきまして、事務局より説明を致しました。何かご質問等ございましたら、お伺い意致したいと思います。

それでは皆さんにお示しを致しました会議録については、基本的にご了承頂いたものとして、処理致したいと思います。よろしゅうございますか。

《 委員 》

（「異議なし」の声）

《 野中会長 》

ありがとうございました。

続きまして、第3回合併協議会の開催日程等について、事務局より提案して頂きます。

《 事務局 》

失礼を致します。第3回の合併協議会の開催についてでございますが、平成16年7月28日（水）午後1時30分から、場所につきましては日吉町町民センター4階の大ホールでの開催につきまして、提案させて頂きます。よろしくお願いを致します。

《 野中会長 》

はい。今、事務局から第3回の協議会の日程、平成16年7月28日午後1時30分から日吉町の町民センター4階で開催をしたいという提案がございました。何か、ご質問等ございましたらお伺いを致したいと思います。よろしゅうございますか。

《 委員 》

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

はい、それでは、7月28日午後1時30分より日吉町・町民センター4階において、第3回の合併協議会を開催することに決定致したいと思います。ご異議ございませんか。

《 委員 》

(「異議なし」の声)

《 野中会長 》

ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、さよう決定をさせていただきます。それでは、全ての議事を終了致しました。本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を閉じるにあたりまして、副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。

《 岸上副会長 》

〔閉会挨拶〕

それでは、失礼致します。一番端の八木町へお忙しい皆様ですのに、委員さん、ご参加賜りまして、無事第2回の合併協議会が終了致しまして、誠にありがとうございました。基本理念にございます各町の独自性を尊重しながら、ゆるやかな合併を目指し、住民・福祉の向上を目指していくというわけであります。どうぞ、それぞれの町にそれぞれの事情があろうと思いますが、今日の協議に出ます議題につきましても、各町の分科会なり専門部会、今日は専門部会長が出ておりますが、そういった中でさらに幹事会なり事務局で調整をしながらこの協議会に来るということであります。特に小委員会におきましては、それぞれの小委員会で慎重な審議を賜っておりまして、ここへ提案されるときにはすでに議論が尽くされてきておるという状況であります。どうぞ充実した小委員会のお取り組みを賜り、さらに合併が推進されますことを心からお願いを申し上げまして、本日のお礼とさせていただきます。大変、ご苦勞様でございました。

以上

会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

協 議 会 会 長

署 名 委 員

署 名 委 員